

警視庁速度管理指針

1 指針策定の目的

東京都内における交通事故は、近年減少傾向にあるものの、依然として多数の事故が発生し、少なからぬ命が犠牲となっている¹。

交通事故の減少及び被害軽減には、速度規制や取締り等による適切な速度管理の必要性についても指摘されている²ところであり、本指針は、こうした速度管理の意義や、都内における速度管理に関する基本的考え方を広く都民と共有することで、交通安全意識の向上を図り、もって交通事故の更なる減少を期するものである。

2 速度管理の意義～適切な速度管理の必要性について

(1) 車両の走行速度と交通事故の関係

都内における過去3年³合計の交通事故データから、次のとおり、適切に規制速度を設定する必要性が認められる。

ア 危険認知速度⁴と致死率(全死傷者に占める死者の割合)

都内における交通事故を危険認知速度別に致死率で見ると、危険認知速度が高いほど致死率が高くなること、とりわけ時速30kmから40kmにかけて、60kmから70kmにかけて、80kmから90kmにかけて致死率が大きく上昇していることが分かる(資料編1)。

イ 規制速度と交通事故の発生状況及び規制速度の被害軽減効果

規制速度を超過した交通事故⁵は、全事故数の3.0%を占めるに過ぎないが、これを死亡事故のみで見ると、その割合は31.6%となる(資料編2)。

また、規制速度を超過しない事故の死亡事故率(全事故件数に占める死亡事故件数の割合)は、規制速度を超過した交通事故の死亡事故率の約1/15となり(資料編3)、規制速度の遵守が交通事故の発生及び被害軽減に大きな効果があることが分かる。

1 平成28年中の都内における交通事故発生件数、交通事故死者数、負傷者数は、それぞれ32,412件、159人、37,828人となっている。

2 「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」(平成25年12月26日、交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する懇談会(警察庁))

3 平成26年から28年

4 交通事故の当事者が原付以上の車両の場合、その運転者が相手方車両、人等を認め、危険を認知した時点の走行速度をいい、具体的には、ブレーキ、ハンドル操作等の事故回避行動をとる直前の速度をいう。なお、運転者が危険を認知せず、事故に至った場合は、事故直前の速度としている。

5 危険認知速度が交通事故が発生した地点の規制速度を上回った場合における当該交通事故をいう。

規制速度が設定されていない道路における交通事故については、危険認知速度が法定速度を上回った場合における当該交通事故とする。

(2) 交通指導取締りと交通事故の関係

都内における交通違反取締りデータ等から、次のとおり、交通事故防止及び危険運転者排除の点で取締りの有効性が認められる。

ア 交通事故死者数と取締り件数の推移

昭和 55 年から平成 28 年までの都内における交通事故死者数と交通違反取締り件数の推移(資料編 4)を見ると、取締りが交通死亡事故抑止に一定の効果をもたせ、及びこれまでの取締りが交通死亡事故抑止に寄与してきたことがうかがえる。

イ 交通違反と交通事故の関係

平成 28 年中に都内で発生した死亡事故の第 1 当事者(原付以上)を見ると、交通違反歴を有する者が約 7 割を占め⁶、かつ、交通違反を繰り返していることがうかがえる(資料編 5)。このことから、交通違反の取締りは、危険運転者の早期排除に資することが分かる。

3 道路・地域等の特性に応じた速度管理

速度規制や取締り等による総合的な速度管理をより効果的に実施するためには、道路や地域の特性に応じた速度管理の目標を設定し、これに沿って具体的な施策を講じていくことが必要となる。このため、都内の道路を次のとおり大きく 3 つの道路等に分類し、それぞれに具体的な取組等を設定することとする。

なお、いずれの分類にも属さない道路等については、その道路特性等を踏まえた適切な速度管理に努める必要がある。

(1) 生活道路⁷及びその周辺地域

ア 特徴

- ・ 生活道路においては、歩道が整備されておらず、歩行者や自動車等が混在して通行するケースが多い。このため、歩行者又は自転車と自動車との事故が比較的多くなっている⁸。
- ・ 高齢者が被害に遭う事故(死亡・重傷事故)が大きな割合を占めており、発生時間帯としては、昼間帯に多く発生する傾向がある⁹。

⁶ ここでは、事故発生から過去 5 年以内に交通違反を犯し、行政処分の基礎点数が付加された経歴という意味で用いている。なお、平成 28 年中の運転免許更新状況を見ると、違反ありで一般・違反運転者講習を受講した者は約 3 割となっている。

⁷ 明確な定義はないが、市街地に住む人々が地域内の移動又は地区から幹線道路に出るまでに利用する狭幅員の道路を指すことが多い。

⁸ 生活道路における交通事故件数のうち、自動車(第 1 当事者)と歩行者(第 2 当事者)の交通事故の割合は 17.6%、自動車(第 1 当事者)と自転車(第 2 当事者)の交通事故の割合は 34.8%(資料編 6)

⁹ 生活道路における高齢者の交通事故死者・重傷者の占める割合は 42.7%となっている。時間帯では 10 時～12 時の割合が最も大きく、次いで 14 時～16 時、16 時～18 時となっている(資料編 7、8)。

- ・ 年齢層別に見ると、子供と高校生の交通事故のうち、生活道路で発生するものの割合が大きく、時間帯としては、子供は夕方、高校生は朝に多く発生する傾向がある¹⁰。
- ・ 交通事故発生現場周辺の住民による事故も発生しているが、周辺住民ではない者が運転する車両による事故、いわゆる通過交通による事故も多く発生している¹¹。

イ 速度管理に関する基本的考え方

アを踏まえ、子供や高校生、高齢者（以下「子供等」という。）の歩行者等の交通事故防止を図るため、ドライバーや住民等に分かりやすい面的な低速度規制（「ゾーン30」¹²等）や、通過交通を排除するための規制等を実施するとともに、規制の実効性を確保するため、パトロールの強化や可搬式自動取締装置¹³による速度違反の取締り等を実施する。

ウ 具体的な取組

(7) 面的な低速度規制の実施及び通過交通の排除

- ・ 交通事故の発生状況、歩行者・車両の通行実態等を勘案しつつ、低速度規制を実施する。「ゾーン 30」の実施に当たっては、住民要望等を踏まえ、分かりやすい標識標示等を設置することにより、守られやすい規制の実施に努める。
- ・ 幹線・準幹線道路等の交通渋滞を避けて通過交通が生活道路の狭い道路に集中し、子供の通学に危険を及ぼしている箇所等においては、通行禁止や一方通行等必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者と連携し、ハンプ¹⁴、狭さく¹⁵等の整備に努める。

(4) 取締り及び街頭活動

- ・ 通学路等、子供等の歩行中、自転車乗用中の交通事故発生路線又は発生が懸念される路線において、通行禁止、速度規制等に係る取締りを積極的に実施する。
また、道路状況等により取締りが物理的に困難な場所においては、パトロールや駐留警戒等による指導取締りを強化する。
- ・ 住宅街や商業地域等の交通事故多発地域においては、取締りと併せて、白バイやパトカーの赤色点灯による監視活動やパトロール等の街頭活動を強化する。

¹⁰ 年齢層別・道路別に見ると子供の交通事故死傷者のうち、生活道路の占める割合は30.2%、高校生は25.6%となっている。時間帯では、子供は16時～18時、高校生は8時～10時の割合が最も大きい（資料編9、10）。

¹¹ 生活道路内における交通事故のうち通過交通によるものの割合は、50.8%（資料編11）

¹² 幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域

¹³ 車両の走行速度を測定し、写真撮影する装置を一時的に道路に設置し、速度違反を取り締まる手法

¹⁴ 車の走行速度を適度に抑制することを目的として設けられた路面の凸部分をいう。

¹⁵ 自動車の通行部分の幅を物理的に狭くし、又は視覚的にそのように見せることにより、運転者に減速を促す道路構造物をいう。

(ウ) 交通安全教育、広報啓発等

- ・ 流入車両の迂回や速度抑制等について、安全運転管理者¹⁶や交通関係事業者を通じて働き掛けるとともに、看板等を設置するなどにより、分かりやすい広報啓発に努める。
- ・ 夜間薄暮時における交通安全対策として、歩行者や自転車利用者に対し、反射材用品の活用等と呼び掛けるとともに、車両の運転者に歩行者や自転車の存在への注意喚起を促す広報啓発活動を推進する。

エ 具体的地域・路線等の例

上記考え方に基づく取組を行う地域、路線等として、既に実施している千代田区九段北 1 丁目地区ほか 297 箇所に加え、新たに平成 30 年度実施の千代田区麴町 1～3 丁目、一番町、二番町、三番町、四番町、九段南 2～4 丁目地区ほか 37 箇所を「ゾーン 30」として面的な交通規制を実施するとともに、今後、地域住民の要望等も踏まえながら、住居地域、小学校周辺等において、優先的に低速度規制を推進する。

(2) 幹線道路・準幹線道路

ア 特徴

国道 1 号を始めとする幹線道路・準幹線道路¹⁷(以下「幹線道路等」という。)は、歩車道の分離が進んでおり、また、複数車線が確保されている。これらの道路においては、通勤時間帯を中心に渋滞が発生するほか、速度超過に起因する交通事故が多く発生する傾向がある¹⁸。また、生活道路に比して、規制速度を超過した交通事故の死亡事故率が高くなっている¹⁹。

イ 速度管理に関する基本的考え方

アを踏まえ、交通の安全(事故防止)と円滑(渋滞の防止)を図る観点から、交通量や道路構造等を勘案の上、適切な最高速度規制を設定するとともに、規制の実効性を確保するため、定置式²⁰等による速度違反の取締り等を実施するほか、沿道住民に配慮した振動・騒音対策等を実施し、交通事故の抑止及び被害軽減並びに基幹道路としての効用の最大化に努める。

¹⁶ 一定規模以上の事業所ごとに安全運転管理を確保するため設置が義務付けられている責任者

¹⁷ 幹線道路とは、主要な地点を結ぶ、道路網の骨格を形成する道路をいう。準幹線道路とは、幹線道路に準ずる道路をいう。ここでは、国道、主要地方道、一般都道等を指している。

¹⁸ 約 8 割(206 路線中 169 路線)の幹線道路等で規制速度を超過した交通事故が発生している(資料編 12)。

¹⁹ 規制速度を超過した交通事故の死亡事故率は、規制速度を超過しない交通事故の死亡事故率の 18.0 倍と、生活道路の 9.5 倍に比べて高い(資料編 13、14)。

²⁰ 車両の走行速度を測定する装置を一時的に道路に設置し、速度違反を取り締まる手法

ウ 具体的な取組

(7) メリハリのある速度規制等の実施

- ・ 交通事故の発生状況、騒音等の交通公害の状況、道路構造等を勘案しつつ、実勢速度と規制速度の乖離の大きい路線について、優先的に最高速度規制の見直しをするなど、メリハリのある速度規制を推進する。併せて、事故危険箇所案内板等を設置したり、交通情報板等を活用するなどして、運転者に規制速度の趣旨や速度抑制を促す情報を分かりやすく伝え、規制速度の遵守を促す。
- ・ 夜間、車両が閑散となる時間帯における高速走行の抑止及び走行速度の平準化を図るため、交通事故発生状況を踏まえ、路線における信号調整を実施する。

(4) 取締り及び街頭活動

自動速度取締装置²¹の運用・管理を図るとともに、事故多発路線等において、定置式速度取締りを行うほか、白バイ、交通パトカー等による指導取締り、警戒活動等を実施する。

(5) 広報啓発及び事業者等への働き掛け

幹線道路等の事故の特徴や注意点について広報啓発を図るほか、交通関係事業者や、安全運転管理者選任事業者に対して、規制速度を遵守した走行を働き掛けるなどにより、実勢速度の低減を図る。

エ 具体的地域・路線等の例

上記考え方に基づく取組を行う地域、路線等として、当面、別表 1 のとおり、国道 1 号ほか 168 路線（平成 29、30 年中の事故統計を受け、新たに 12 路線を追加）において、最高速度規制の遵守を図ることとする。また、交通事情に応じて、これら以外の交通頻繁な路線においても上記取組を実施する。

(3) 高速自動車国道及び自動車専用道路²²

ア 特徴

高速自動車国道及び自動車専用道路(以下「高速道路等」という。)においては、昼間帯は慢性的に渋滞する路線が多い一方、渋滞解消時や交通量が減少する夜間帯においては、規制速度等を超過して走行する車両が多くなる。

特に首都高速道路においては、合流部分やカーブが多いことなどから、規制速度を超過した交通事故の死亡事故率が、生活道路や幹線道路等より高くなっている²³。

²¹ 道路に常設された車両走行速度を測定し、取り締まる装置

²² 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するもの、その他、国の利害に特に重大な関係を有する道路をいう(高速自動車国道法)。

自動車専用道路とは、交通が著しく輻輳(ふくそう)して道路における車両の能率的な運行に支障があると認められる市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るため、自動車のみ一般交通の用に供する道路をいう(道路法)。ここでは道路運送法に規定する自動車道を含むこととする。

²³ 高速道路等では、規制速度を超過した交通事故の死亡事故率が、規制速度を超過しない交通事故の死亡事故率の 16.3 倍と高く、(資料編 15)、首都高速道路においては 22.0 倍であり、高速道路等の中でも特に高くなっている(資料編 16)。

イ 速度管理に関する基本的考え方

道路構造に基づく設計速度²⁴等を基準としつつ、区間全体として斉一性のとれた規制速度を設定するとともに、規制の実効性を担保するため、自動速度取締装置等による速度違反の取締り等を実施するほか、速度規制等のルールに関する運転者の理解を促進し、その遵守を図ることにより、交通事故の抑止及び被害軽減並びに高速道路等全体の円滑な交通の確保に努める。

ウ 具体的な取組

(7) 構造適合速度²⁵を基本とする速度規制等の実施

構造適合速度を基本としつつ、適切な規制区間長において、交通事故の発生状況、騒音・振動等の交通公害の状況、渋滞状況、実勢速度等を勘案して、規制速度を設定する。併せて、「速度取締り重点路線」等の予告看板の設置や、道路情報板の活用等により、運転者に規制速度の趣旨や速度抑制を促す情報を分かりやすく伝え、規制速度の遵守を促す。

(イ) 取締り等

自動速度取締装置の運用・管理を図るとともに、すべての路線において、白バイ、交通パトカー等による指導取締り、警戒活動等を実施する。また、赤色点灯したパトカーをペースメーカーとして走行させるなどにより、一般車両の安全走行及び規制速度の遵守を図る。

(ウ) 広報啓発及び事業者等への働き掛け

高速道路等における事故の特徴や注意点について、広報啓発を図るほか、交通関係事業者や、安全運転管理者選任事業者に対して、規制速度を遵守した走行を働き掛けるなどにより、実勢速度の低減を図る。また、道路管理者等と連携し、高速道路等のサービス・エリア、パーキング・エリア等における情報発信を強化する。

エ 具体的地域・路線

別表 2 に掲げる関越自動車道ほか 23 路線について、上記考え方にに基づき、交通パトカー等による重点的な取締り等を実施する。

4 速度取締指針の策定等

本指針に基づき、警察署等の単位で具体的にどのように速度取締りを実施していくかについて、速度取締りを重点的に行う地域・路線、時間帯等を明らかにした速度取締指針を策定し、これを公表するものとする。

²⁴ 道路管理者により決定される、車両の安全な走行に係る道路の幾何構造の設計の基礎として用いられる車両の速度

²⁵ 都道府県公安委員会が規制速度を設定するに際し、道路の地点・区間ごとの各道路構造要素(曲線半径、片勾配、視距、合成勾配、縦断勾配、車線幅員及び路肩幅員)を基に算出した速度

5 その他

3で例示した地域・路線等以外についても、交通情勢等に応じて、ランダムな取締りや街頭活動等を適宜適切に実施するものとする。

別表1

重点路線一覧表（幹線・準幹線道路）

路線指定条件（平成26年から平成28年の過去3年間）

- ① 危険認知速度が規制速度を超過した死亡事故発生路線
- ② 危険認知速度が規制速度を超過した交通事故発生路線（死亡事故を除く。）

路線名(全169路線)			
国道(18路線)	関連する通称道路名	管轄警察署	条件該当
1 国道1号	中央通り、永代通り、日比谷通り、晴海通り、内堀通り、桜田通り、第二京浜	麹町、丸の内、中央、愛宕、麻布、三田、高輪、大崎、荏原、池上	①
2 国道4号	中央通り、江戸通り、昭和通り、日光街道	中央、万世橋、上野、下谷、南千住、千住、西新井、竹の塚	②
3 国道6号	江戸通り、水戸街道、新四つ木橋	中央、久松、蔵前、浅草、本所、向島、葛飾、亀有	②
4 国道14号(京葉道路)	京葉道路	久松、本所、城東、小松川	①
5 国道15号	中央通り、第一京浜	中央、築地、愛宕、三田、高輪、品川、大井、大森、蒲田	①
6 国道16号	東京環状、大和バイパス	南大沢、八王子、昭島、福生、町田	①
7 国道17号	中央通り、本郷通り、旧白山通り、白山通り、中山道	中央、万世橋、本富士、駒込、富坂、巢鴨、滝野川、板橋、志村	②
8 国道20号	内堀通り、新宿通り、甲州街道、日野バイパス	麹町、四谷、新宿、原宿、代々木、高井戸、成城、北沢、調布、三鷹、府中、立川、日野、八王子、高尾	①
9 国道14号(千葉街道)	千葉街道	小松川、小岩	②
10 国道16号(八王子バイパス)	八王子バイパス	南大沢、八王子	②
11 国道17号(新大宮バイパス)	新大宮バイパス	光が丘、高島平	②
12 国道122号	北本通り	王子、赤羽	②
13 国道131号	産業道路	蒲田、大森	②
14 国道139号	国道139号	青梅	①
15 国道246号	青山通り、玉川通り、国道246号	麹町、赤坂、渋谷、目黒、世田谷、玉川、成城、町田	①
16 国道254号	春日通り、川越街道	本富士、富坂、大塚、巢鴨、池袋、板橋、光が丘、高島平	①
17 国道357号(東京湾環状線)	東京湾環状線	葛西、東京湾岸、大森、東京空港	①
18 国道411号	滝山街道、吉野街道、青梅街道	八王子、福生、青梅	②

主要地方道(68路線)	関連する道路(都・整理番号)	管轄警察署	条件該当
1 目白通り	都8、都24	麹町、牛込、大塚、目白、戸塚、野方、練馬、光が丘	①
2 晴海通り(佃大橋通り含む)	都304、国道1号	丸の内、築地、月島、深川、東京湾岸	②
3 昭和通り	都316、国道4号	愛宕、築地、中央	②
4 永代通り	都10、都403、国道1号	丸の内、中央、深川、城東	②
5 靖国通り	都302	久松、万世橋、神田、麹町、牛込、四谷、新宿	②
6 新大橋通り	都50	築地、中央、久松、深川、本所、城東、小松川、葛西	②
7 海岸通り	都316	築地、愛宕、三田、高輪、品川、大井、大森	①
8 目黒通り	都312	高輪、大崎、目黒、碑文谷、玉川	①
9 明治通り	都416、都305、都307、都306、国道122号	麻布、渋谷、原宿、四谷、新宿、牛込、戸塚、目白、池袋、滝野川、巢鴨、王子、尾久、荒川、南千住、下谷、浅草、向島、城東、東京湾岸	①
10 白山通り	都301、国道17号	麹町、丸の内、神田、本富士、富坂	②
11 内堀通り	都301、都401、国道1号、国道20号	丸の内、麹町	②
12 外苑東通り	都319	麻布、赤坂、四谷、牛込	①
13 環七通り	都318	大森、池上、田園調布、碑文谷、世田谷、北沢、高井戸、杉並、野方、練馬、板橋、志村、王子、赤羽、西新井、綾瀬、亀有、葛飾、小岩、小松川、葛西	①
14 旧海岸通り	都316	三田、高輪、品川	②
15 山手通り	都317	品川、大崎	①
16 八ツ山通り(新八ッ山橋線)	都317	品川、大崎、目黒、渋谷、代々木、新宿、中野、戸塚、目白、板橋	②
17 中原街道	都2	大崎、荏原、田園調布	②
18 産業道路(都道部分)	都6、国道131号	蒲田	②
19 多摩堤通り	都11	蒲田、池上、田園調布、玉川、成城	②
20 環八通り	都311	東京空港、蒲田、池上、田園調布、玉川、成城、世田谷、高井戸、荻窪、光が丘、練馬、志村、赤羽	①
21 世田谷通り	都3	世田谷、成城、調布	②
22 早稲田通り	都25、都438	牛込、戸塚、中野、野方、杉並、荻窪	①
23 方南通り	都432、都14	新宿、代々木、中野、高井戸	②
24 青梅街道	都5、国道411号	新宿、中野、杉並、荻窪、石神井、田無、小平、東大和、福生、青梅	①
25 新青梅街道	都440、都245、都5	戸塚、野方、荻窪、石神井、田無、小平、東村山、東大和、福生	②
26 五日市街道	都7	杉並、高井戸、武蔵野、田無、小金井、小平、立川、福生、五日市	②
27 人見街道	都14、都110	高井戸、三鷹、調布、府中	②
28 新目白通り	都8	大塚、牛込、目白、戸塚	①
29 蔵前橋通り	都315	本富士、万世橋、上野、蔵前、本所、城東、小松川、葛飾、小岩	①
30 言問通り	都319	本富士、下谷、浅草	①
31 王子金町江戸川線	都307	王子、西新井、綾瀬、亀有	②
32 富士街道	都8	光が丘、石神井、田無	②
33 大泉通り・保谷街道	都24、都233	光が丘、石神井、田無	②
34 尾竹橋通り	都313、都461	下谷、荒川、尾久、千住、西新井、竹の塚	②
35 葛西橋通り	都475、都10	深川、城東、葛西	②
36 川の手通り	都314	浅草、千住、南千住、葛飾、亀有、綾瀬	①
37 三ツ目通り	都319	東京湾岸、深川、本所	①
38 柴又街道	都307	亀有、葛飾、小岩、小松川	②
39 船堀街道	都308	小松川、葛西	②
40 平和橋通り	都308	綾瀬、葛飾、亀有、小松川	①
41 奥戸街道	都60	葛飾、小岩	②
42 小曾木街道	都53、都28	青梅	②
43 岩蔵街道	都44	青梅、福生	②
44 吉野街道	都45、国道411号	青梅	②
45 秋川街道	都31、都32	青梅、五日市、八王子	②

主要地方道(68路線)	関連する道路(都・整理番号)	管轄警察署	条件該当	
46	檜原街道	都33	五日市	②
47	野猿街道	都160、都20	八王子、南大沢、多摩中央、日野、府中立川	②
48	町田街道	都47、都56、都141	高尾、南大沢、町田	②
49	府中街道	都9、都17、都16	多摩中央、府中、小金井、小平、東村山	②
50	川崎街道	都41、都9	日野、多摩中央	①
51	立川通り	都16	立川、小金井、小平	①
52	奥多摩街道	都29	立川、昭島、福生、青梅	①
53	芋窪街道	都43	立川、東大和	②
54	新奥多摩街道	都29	立川、昭島、福生、青梅	①
55	小金井街道	都15、都24	府中、小金井、小平、田無、東村山	①
56	鎌倉街道	都18、都3、都52	府中、多摩中央、町田	②
57	所沢街道	都4、都40	田無、東村山	②
58	志木街道	都40	東村山	②
59	武蔵境通り	都12	田無、武蔵野、三鷹、調布	②
60	鶴川街道	都19、都139、都3	調布、多摩中央、町田	①
61	愛宕下通り	都301	愛宕	②
62	旧山手通り	都317	渋谷	②
63	新小金井街道	都248	府中、小金井、小平	①
64	環状3号線	都319	愛宕、麻布、赤坂	①
65	所沢府中線	都17	府中	②
66	岩槻街道	都307	亀有	②
67	尾久橋通り	都58	下谷、荒川、滝野川、尾久、西新井、竹の塚	①
68	東八道路	都14	三鷹、調布、府中、小金井	①

一般都道(82路線)	関連する道路(都・整理番号)	管轄警察署	条件該当	
1	鍛冶橋通り	都406	丸の内、中央	②
2	日比谷通り	都409	丸の内、愛宕、三田	①
3	丸の内通り	都402	丸の内、神田	②
4	大手町湯島線	都403	丸の内、神田、本富士	②
5	中央通り	都437	万世橋、上野	②
6	昌平橋通り	都452	万世橋、本富士、上野	②
7	外堀通り	都405	中央、神田、万世橋、本富士、富坂、牛込、四谷、赤坂、麹町、愛宕、築地	②
8	外苑西通り	都418	高輪、渋谷、麻布、赤坂、原宿、四谷	②
9	白金五反田線	都418	渋谷、高輪、大崎	②
10	谷町志田町線	都415	麻布、三田、高輪	②
11	赤坂通り	都413	赤坂	②
12	六本木通り	都412	麹町、赤坂、麻布、渋谷	②
13	池上通り	都421	品川、大井、大森、池上	①
14	26号線通り	都420	荏原、碑文谷	②
15	自由通り	都426	田園調布、玉川、碑文谷、世田谷	②
16	荒玉水道道路	都428、都11	杉並、高井戸、成城	②
17	吉祥寺通り	都117、都114、都116	成城、三鷹、武蔵野、石神井	②
18	駒沢通り	都305、都416、都317	渋谷、目黒、碑文谷、世田谷、玉川	①
19	恵比寿通り	都305	渋谷	②
20	淡島通り	都423	渋谷、目黒、世田谷、北沢	②
21	井の頭通り	都413、都14、都7	代々木、北沢、高井戸、武蔵野	①
22	中野通り	都420	北沢、代々木、中野、野方、戸塚	①
23	大久保通り	都25、都433	牛込、新宿、中野、杉並	②
24	職安通り	都302	新宿	②
25	女子大通り	都113	荻窪、武蔵野	①
26	旧早稲田通り	都25	荻窪、光が丘、石神井	②
27	不忍通り	都437	大塚、富坂、駒込、本富士、上野	②
28	音羽通り	都435	大塚、目白、池袋	②
29	春日通り	都453	本富士、上野、蔵前、本所	①
30	本郷通り	都455	本富士、駒込、巢鴨、滝野川	②
31	道灌山通り	都457	駒込、下谷、荒川	①
32	千川通り	都439	練馬、野方、光が丘、荻窪、石神井	②
33	十条線通り	都455	滝野川、王子	②
34	補助85号線	都455	赤羽	②
35	補助201号線	なし	志村、高島平	①
36	高島通り	都446	志村、高島平	①
37	松月院通り	都446	高島平	②
38	中杉通り	都427	練馬、野方、荻窪、杉並	②
39	笹目通り	都443、都68	光が丘、石神井、高島平	①
40	浅草通り	都463、都453	上野、蔵前、浅草、本所、城東	①
41	清洲橋通り	都474、都10	下谷、蔵前、万世橋、久松、深川、城東	②
42	吉野通り	都464	浅草、南千住	②
43	国際通り	都462	蔵前、浅草、下谷	②
44	産業通り	都107	西新井	②
45	旧日光街道	都103	西新井、竹の塚	②
46	新荒川堤防線	都449	城東、小松川、向島、千住、西新井	②
47	丸八通り	都476	城東、向島	①
48	番所橋通り	都477	城東	②
49	墨堤通り	都461	本所、向島、千住	①
50	清澄通り	都453、都463	本所、深川、月島	②
51	四ツ目通り	都465	本所、深川	①
52	篠崎街道	都451、都450	小岩、小松川、葛西	①
53	奥多摩周遊道路	都206	青梅、五日市	①
54	奥多摩あきる野線	都184	五日市、福生	②
55	陣馬街道	都521	八王子、高尾	②
56	高尾街道	都46	八王子、高尾	②
57	芝溝街道	都57	町田	②
58	北野街道	都173	日野、南大沢、高尾	①
59	多摩モノレール通り	都503	日野	②
60	立川昭島線	都153	立川	②

一般都道(82路線)	関連する道路(都・整理番号)	管轄警察署	条件該当	
61	三ツ木八王子線	都162	昭島、立川、東大和	②
62	国分寺街道	都133	府中、小金井、小平	②
63	旧東久留米市役所前通り	都234	田無	②
64	廻田街道	都128	東村山、東大和	②
65	息多街道	都226	東村山	②
66	連雀通り	都134	三鷹、小金井、小平	①
67	旧甲州街道(都256含む)	都119、都256	調布、府中、立川、日野、八王子	②
68	三鷹通り	都121	調布、三鷹、武蔵野	②
69	天文台通り	都123	調布、三鷹、武蔵野	②
70	放射23号	都413	代々木	②
71	三宿通り	都420	目黒、世田谷	②
72	新宿通り(国道20号除く)	なし	四谷、新宿	②
73	浮間バス通り	都447	赤羽	②
74	新荒川葛西堤防線 (東京川口線含む)	都450、都107	葛西、小松川、葛飾、亀有、西新井	①
75	尾根幹線	都19、都18、都156、都158、都503	多摩中央、南大沢、町田	②
76	多摩ニュータウン通り	都158	多摩中央、南大沢	②
77	成瀬街道	都140	町田	②
78	東邦医大通り	都111	大森、蒲田	②
79	八王子武蔵村山線	都59	八王子、昭島、立川、東大和	②
80	駒込病院通り	都458	駒込	②
81	大観音通り	都452	駒込	②
82	環二通り	都485、都405	東京湾岸、深川、愛宕、赤坂	②

港湾道(1路線)	関連する道路(都・整理番号)	管轄警察署	条件該当	
1	臨港道路(港湾道含む)	なし	東京湾岸、大井	①

追加路線(12路線)	関連する通称道路名、道路(都・整理番号)	管轄警察署	条件該当	
1	国道130号(東京港道路)	東京港道路	三田	②
2	拍江通り	都11	調布	②
3	新滝山街道	都46	八王子	②
4	睦橋通り	都7	福生	②
5	鳩ヶ谷街道	都106	西新井、竹の塚	②
6	ゆりの木橋通り	都449	小松川、向島	②
7	平山通り	都155	八王子、南大沢、日野	②
8	松原通り	都114	調布	②
9	成木街道	都53	青梅	②
10	小台通り	都458	尾久、滝野川、西新井	①
11	山田平井線	都185	五日市	②
12	伏見通り	都234	田無、武蔵野	②

※ 追加路線(12路線)は、平成29、30年中の事故統計により、①または②の条件に該当したため、重点路線として追加指定したものである。

別表2

重点路線一覧表（高速道路）

（1）高速自動車国道

路線名	区間
関越自動車道	練馬谷原～鶴ヶ島 I C
中央自動車道	高井戸～大月 I C
東名自動車道	用賀～横浜町田 I C
東京外環自動車道	大泉 J C T～三郷 I C

（2）自動車専用道路

路線名	区間
第三京浜道路	玉川野毛町～神奈川県境
首都高速都心環状線	京橋～(千代田トンネル)～京橋
首都高速1号羽田線	浜崎橋 J C T～羽田 I C (高速神奈川1号横羽線羽田 I C～生麦 J C T 及び高速神奈川5号大黒線生麦 J C T～大黒 J C T を含む。)
首都高速1号上野線	江戸橋 J C T～入谷
首都高速2号目黒線	一ノ橋 J C T～戸越・荏原
首都高速3号渋谷線	谷町 J C T～用賀
首都高速4号新宿線	三宅坂 J C T～高井戸
首都高速5号池袋線	竹橋 J C T～美女木 J C T
首都高速6号向島線	江戸橋 J C T～堀切 J C T
首都高速6号三郷線	小菅 J C T～三郷 I C
首都高速7号小松川線	両国 J C T～谷河内 (京葉道路谷河内～千葉南 I C を含む。)
首都高速9号深川線	箱崎 J C T～辰巳 J C T
首都高速10号晴海線	東雲 J C T～豊洲
首都高速11号台場線	芝浦 J C T～有明 J C T
東京高速道路(K K 線)	新橋～新京橋
首都高速湾岸線	大黒 J C T～高谷 (東関東自動車道高谷～富里 I C を含む。)
首都高速中央環状線	葛西 J C T～大井 J C T
首都高速川口線	江北 J C T～浦和料金所
首都圏中央自動車連絡道(圏央道)	海老名 J C T～鶴ヶ島 J C T
首都高速八重洲線	西銀座 J C T～神田橋 J C T